

品川区商店街装飾灯補助金交付要綱

制定	昭和55年	7月1日	区長決定	要綱第103号
改正	昭和60年	6月26日	区長決定	要綱第292号
改正	平成4年	8月13日	区長決定	要綱第90号
改正	平成11年	5月10日	区長決定	要綱第73号
改正	平成13年	3月30日	部長決定	要綱第72号
改正	平成21年	9月15日	区長決定	要綱第398号
改正	平成23年	5月30日	区長決定	要綱第81号
改正	平成26年	4月1日	区長決定	要綱第82号
改正	平成27年	3月16日	部長決定	要綱第256号
改正	令和4年	4月1日	区長決定	要綱第156号
改正	令和7年	4月1日	区長決定	要綱第67号
改正	令和8年	2月24日	区長決定	要綱第4号

(目的)

第1条 この要綱は、商店街が保有する装飾灯等が街の防犯に資することから、その管理に要する経費の一部を助成する品川区商店街装飾灯補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定め、区内商業の振興および安全・安心な街づくりに寄与することを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 区長は、次に掲げる施設を保有する区内商店街（未組織商店街を含む。以下「補助事業者」という。）に対し、補助金を交付するものとする。

- (1) 装飾灯 商店街区の道路の照明を目的とし、原則として道路占用許可を得て設置された構造物（共架式装飾灯および片足アーチを含む。）
- (2) アーチ 商店街区の街区分を表すことを目的とし、原則として道路占用許可を得て設置された構造物
- (3) アーケード内電灯 商業活動の利便性を向上させることを目的とし、日よけ、雨よけまたは雪よけのために商店街区路面上に相当の区間連続して設けられる建築物、工作物その他の施設で、原則として道路占用許可を得て設置された施設に付属する照明用電灯

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象とする経費は、前条に定める施設に係る電気料、軽微な修繕費、および清掃費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる方法により算定した額のうち、いずれか高い額とする。ただし、品川区の区域外に設置されている装飾灯等を保有する補助事業者については、別に定める基準により算定した補助金額とする。

(1) 単価電灯料補助金額

次のアまたはイに掲げる額のいずれか少ない額

ア 別表に定める基準により算出した額

イ 前条の補助対象経費について第5条に規定する申請の日の属する年度の前年度に支弁した合計額

(2) 定率電灯料補助金額

前条に規定する補助対象経費について、第5条に規定する申請の日の属する年度の前年度に支弁した合計額に10分の7を乗じた額。ただし、上限額については区長が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、対象施設の電気料金の領収書や道路占用許可書等必要な書類を添えて、補助金交付申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 区長は、前条の申請があった場合において、補助金を交付することを適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の交付決定に際して、条件を付けることができる。

(補助金の請求)

第7条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに請求書(第3号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第10条 区長は、第8条の規定により、この補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、かつ、前条の規定により、補助金の返還を命じた場合においては、当該返還を命じた補助金の額について、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満は切り捨てるものとする。)を納付させるものとする。

2 前項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(補助金の経理等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査)

第12条 補助事業者は、区長が補助事業の運営、および経理等の状況について検査を求めたときは、これに応じなければならない。

(適用)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)の規定を適用する。

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和55年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年8月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

品川区商店街装飾灯補助金交付算定基準

施設等の区分	算定基準額（年額）
装飾灯（1本につき）	5,600円
アーチ（1基につき）	11,200円
アーケード内電灯（1本につき）	1,250円

※特別措置

- ・緊急経済対策として、平成21年度より算定基準額を倍増
- ・電気料金値上げへの対策として、平成26年度より算定基準額をさらに2割増額

施設等の区分	算定基準額（年額）
装飾灯（1本につき）	13,440円
アーチ（1基につき）	26,880円
アーケード内電灯（1本につき）	3,000円

備考

年度途中で施設等を設置または廃止した場合の補助金額については、その事実の発生した日の属する月を含むものとし、月割計算とする。

年 月 日

品川区長 へ

商店街名
代表者
役職名・氏名
住 所

品川区商店街装飾灯補助金交付申請書

年度品川区商店街装飾灯補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 実本数（基数）×基準額 円

2. 所有状況

内 容	数 量		備 考
	年 月 日現在	年 月 日現在	
装飾灯	本	本	
ア ー チ	基	基	
アーケード内電球	本	本	

3. 前年度装飾灯維持管理経費 円
(添付書類：領収証等の写し)

4. 単価電灯料補助金額 円
(1, 3のうちどちらか低い額)

5. 定率電灯料補助金額 円
上記3. 前年度装飾灯維持管理経費×0.7

6. 交付申請額 円
(4, 5のうちどちらか高い額)

7. 担当者 (1) 氏名

(2) 連絡先

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

文 書 番 号
年 月 日

商店街

代表者 様

品 川 区 長

品川区商店街装飾灯補助金交付決定通知書

年度品川区商店街装飾灯補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 円

品川区長あて

商店街名

代表者

役職名・氏名

住 所

請 求 書

年 月 日付 文書番号 で交付決定の通知があった品川区商店街装飾灯補助金について、下記の金額を請求します。

記

1. 請 求 額

円

2. 振 込 先

(1) 口座登録済の場合

金融機関名	銀行・信金・信組 (当てはまるものに○)								
支店名	支店・出張所 (当てはまるものに○)								
口座番号								預金 種目	普通・当座・その他 (当てはまるものに ○)
口座名義人									

(2) 口座未登録の場合 支払金口座振替依頼書を提出

3. 連 絡 先

(押印がある場合は不要)

(1) 書類発行責任者 役職名・氏名

電 話 番 号

(2) 書類作成担当者 役職名・氏名

電 話 番 号

捨印

